


2012年10月31日


ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

変額個人年金保険「ウィズファミリー」および「ダブルアカウントⅡ」を 千葉興業銀行を通じて11月1日より販売開始

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:土屋 友人、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は株式会社千葉興業銀行(取締役頭取:青柳俊一)を通じて、2012年11月1日より、変額個人年金保険「ウィズファミリー」および「ダブルアカウントⅡ」を販売開始いたします。「ウィズファミリー」の販売は、提携銀行では初めてとなります。異なる特徴を持つこれら2つの商品を、ひとつの窓口で、お客さまそれぞれの年金ニーズに合わせてお選びいただけます。

ソニーライフ・エイゴン生命は、“個人年金を人生年金へ”をスローガンに、「長生きすることが幸せだと心から思える社会の実現」に取り組んでおります。人生における様々なステージで、お客さまを支え、描いた夢や想いを実現に導き、将来に向かって希望や安心をもたらす“人生年金”をお客さまにご提供する年金保険商品のエキスパートを目指してまいります。

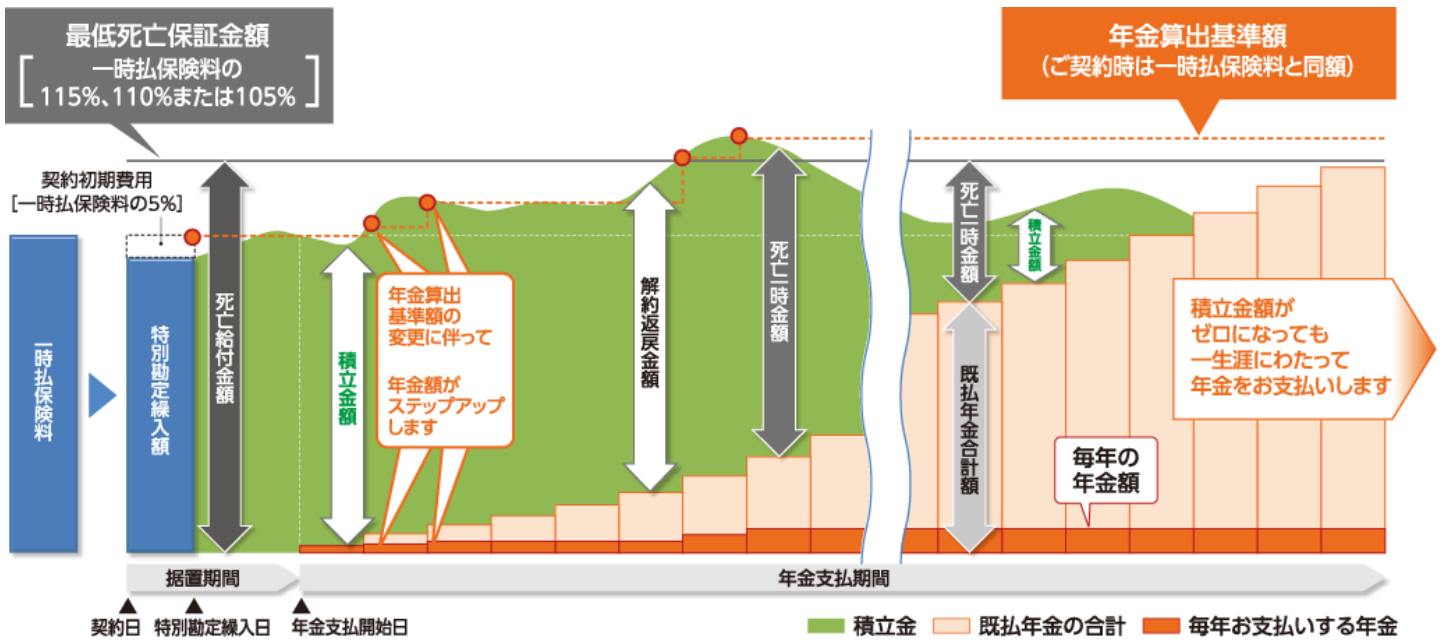
販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
	変額個人年金保険 (保証金額付特別勘定 終身年金型2012)	2012年11月1日	千葉興業銀行
商品の特徴			
1. 一時払保険料の115～105%相当額の最低死亡保証金額が受取総額で保証されます。 2. 年金は一生涯にわたってお受け取りが続きます。 3. 年金額がふえる機能があります。			

販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
	変額個人年金保険 (年金原資保証型2011)	2012年11月1日	千葉興業銀行
商品の特徴			
1. 判定期間中に積立金額が基本給付金額(一時払保険料)の105%に到達するたびに、運用成果額としてお受け取りいただける「運用成果受取コース」と、より高い収益性を目指した別の特別勘定で運用することができる「積極運用コース」をご契約時にご選択いただきます。 2. 年金原資額と死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。 3. 「積極運用資産」と「安定運用資産」の配分比率を毎営業日に見直す特別勘定で運用することで、安定的な運用成果の確保を目指します。			

「ウィズファミリー」商品概要



1. しくみ図(イメージ図)



※ このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

2. 商品概要

(1) 死亡保障について

被保険者がお亡くなりになったときは、以下の死亡給付金または死亡一時金をお支払いします。

	名称	お支払金額	受取人
年金支払開始日前	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日末における次のいずれか大きい額 ①積立金額 ②最低死亡保証金額 ^{*1}	死亡給付金受取人
年金支払開始日以後	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった日末における次のいずれか大きい額 ^{*2} ①積立金額 ②最低死亡保証金額 ^{*1} から既払年金合計額を差し引いた額	年金受取人

*1 最低死亡保証金額

ご契約の際にお払い込みいただいた一時払保険料と、下表の契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)に応じた最低死亡保証率により算出されます。

$$\boxed{\text{最低死亡保証金額}} = \boxed{\text{一時払保険料}} \times \boxed{\text{最低死亡保証率}}$$

契約年齢	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳～74歳
最低死亡保証率	115%	110%	105%

*2 金額がゼロの場合、死亡一時金のお支払いはありません。

(2)年金のお支払いについて

年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときに年金をお支払いします。

年金支払開始日以後も、特別勘定で積立金の運用を継続し、年金をお支払いする際に、年金額と同額を積立金から差し引きます。ただし積立金額がゼロの場合でも、被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり年金をお支払いします。

年金額は年金支払日の年金算出基準額と、下表の年金支払開始年齢に応じた年金額算出率により算出されます。

$$\boxed{\text{年金額}} = \boxed{\text{年金算出基準額}} \times \boxed{\text{年金額算出率}}$$

年金支払開始年齢	55歳～59歳	60歳～69歳	70歳～75歳
年金額算出率	2.8%	3.0%	3.2%

年金算出基準額は、ご契約時は一時払保険料と同額ですが、毎年の契約応当日(年金支払開始日以後は年金支払日)に見直し、以下のいずれか大きい額を新たな年金算出基準額とします。

- ① 契約応当日(年金支払日)の前日末の積立金額に契約応当日(年金支払日)の前日末の既払年金合計額を加算した額
- ② 契約応当日(年金支払日)の前日末の年金算出基準額

※積立金額がゼロの場合、年金算出基準額は契約応当日(年金支払日)の前日末の年金算出基準額となります。

3. ご契約の取り扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40歳～74歳
取扱金額	一時払保険料:300万円～1億円 ※ 同一被保険者で、ソニーライフ・エイゴン生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの一時払保険料(最低死亡保証金額の定めのある商品は最低死亡保証金額)を通算し、5億円を超えることはできません。 ※ 上記の範囲内であってもお申し込みをお引き受けできない場合があります。
保険料払込方法	一時払のみ
選択方法	告知書扱い
年金支払期間	終身
据置期間・年金支払開始年齢 (被保険者の年金支払開始日の満年齢)	据置期間:1年～35年(1年単位) 年金支払開始年齢:55歳～75歳
年金の分割支払	2回、4回、6回、12回の分割支払をお取り扱いします。
付加できる特約	遺族年金支払特約 ※死亡給付金または死亡一時金を一時支払に代えて、年金としてお支払いする特約です。
増額	お取り扱いできません。

4. 投資リスクについて

本商品は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定の運用資産は、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資されますので、株式や債券の価格変動などをともなう、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあり、運用実績によっては積立金額、解約返戻金額などがお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者および受取人に帰属することになります。

5. 諸費用

本商品にかかる費用は、ご契約時にご負担いただく費用、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。また、特定のお客さまにご負担いただく費用があります。

項目		目的	費用	時期
ご契約時	契約初期費用	ご契約の締結および特別勘定繰入時までの死亡保障などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定への繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。
据置期間中 および 年金支払 期間中	保険関係費用	ご契約の締結・維持などに必要な費用、死亡給付金・死亡一時金を最低保証するための費用および年金の支払を保証するための費用です。	積立金額に対して 年率 2.98%	積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた額を積立金から毎日差し引きます。
	資産運用関係費用 *1	特別勘定の運用に関わる費用で、特別勘定で主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.168 %程度 (税抜年率 0.16%)	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して左記の年率を乗じた額を日割りで毎日差し引きます。

*1 資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理などに要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

特定のお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

項目		目的	費用	時期
一時払定額年金への移行による年金支払期間中	年金管理費用*2	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1.0%	一時払定額年金へ移行後の年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。
遺族年金支払特約による年金支払期間中				遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

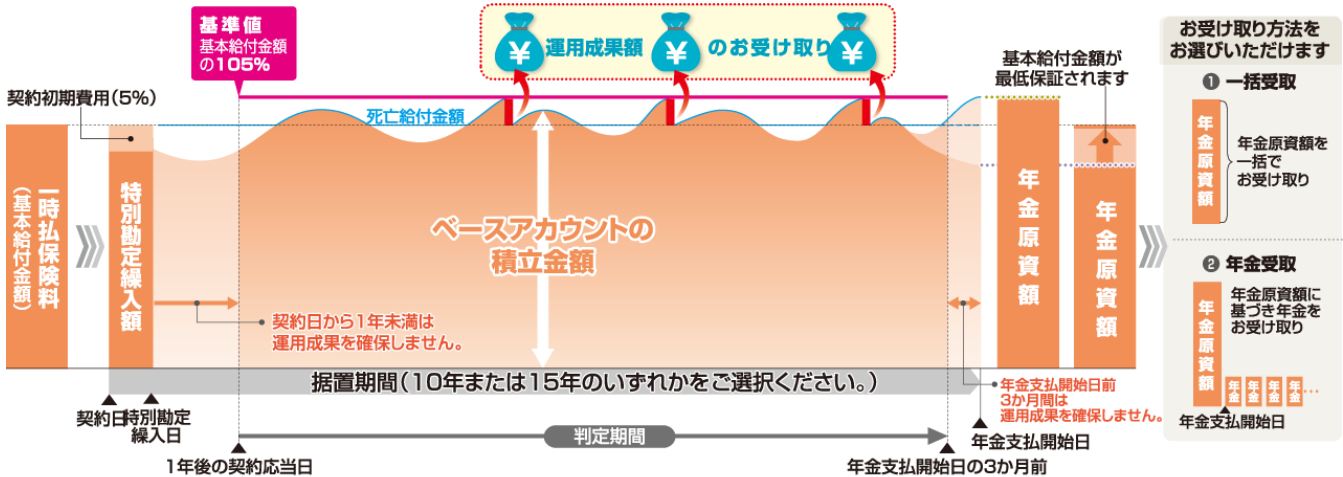
*2 年金管理費用は、将来変更されることがあります。

「ダブルアカウントⅡ」商品概要



1. しきみ図(イメージ図)

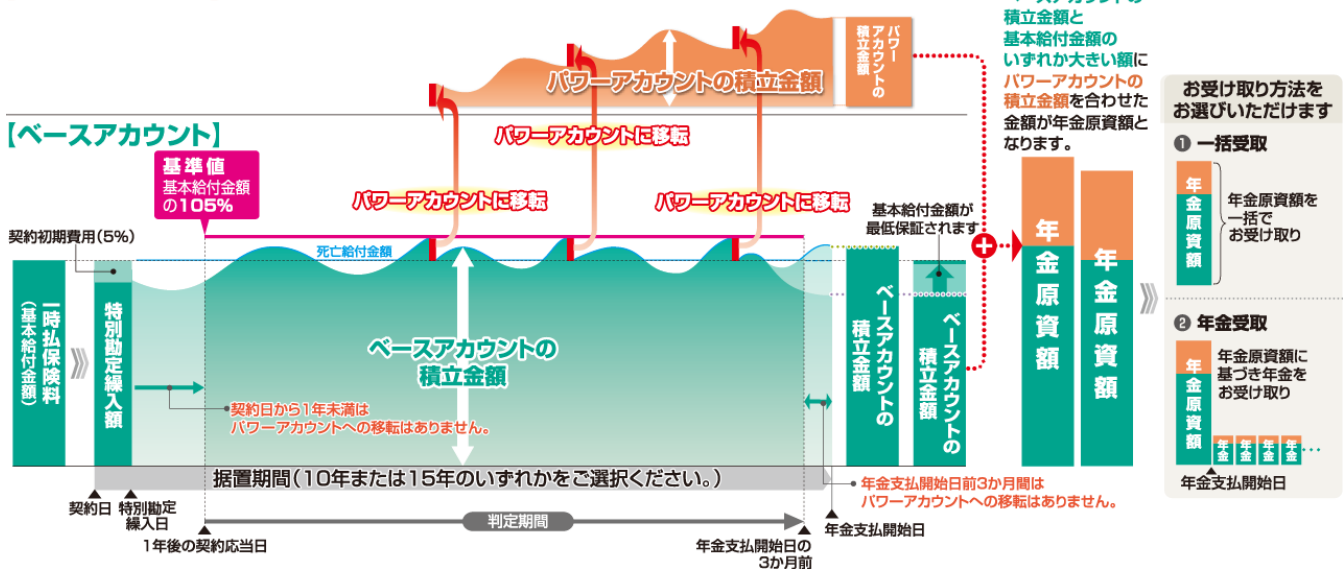
(1) 運用成果受取コース



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

(2) 積極運用コース

【パワーアカウント】 運用成果額をパワーアカウントに移転し、積極的に運用します。



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

【ベースアカウント】

- ベースアカウントとは、お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用(5%)を差し引いた額を繰り入れる特別勘定です。ベースアカウントの積立金額は運用実績により、毎日変動します。
- 主に国内外の株価指数先物取引と債券先物取引および短期金融商品で構成する「積極運用資産」と、短期金融資産等で構成する「安定運用資産」の配分比率を見直します。
- 配分比率は、原則として毎営業日に見直しを行い、目標ボラティリティの維持につとめます。積極運用資産の配分比率の上限は100%となります。

【パワーアカウント】

- パワーアカウントとは「積極運用コース」をご選択いただいた場合、判定期間中にベースアカウントの積立金額が基本給付金額の105%に到達するたびに、基本給付金額を超える部分を運用成果額として移転する特別勘定です。

※ベースアカウントとパワーアカウントでは主な投資対象とする投資信託が異なりますので、運用実績の変動(増減)も異なります。また、パワーアカウントの積立金額は、運用実績により毎日変動し、移転した運用成果額は最低保証されません。

2. 商品概要

(1) ご契約時にご選択いただく2つのコース

ご契約時に「運用成果受取コース」と「積極運用コース」のいずれかをご選択いただけます。

※ご契約時に選択されたコースは、ご契約後に変更することができません。

<p>運用成果受取コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判定期間中にベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達するたびに、基本給付金額を超える金額を運用成果額としてお受け取りいただけます。 ・運用成果額をお受け取りいただく場合でも、年金支払開始日前は死亡給付金額として、年金支払開始時は年金原資額として、基本給付金額が最低保証されます。 ・運用成果受取コースの年金原資額は、年金支払開始日前日のベースアカウントの積立金額または基本給付金額のいずれか大きい額になります。
<p>積極運用コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判定期間中にベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達するたびに、基本給付金額を超える金額を運用成果額としてパワーアカウントに移転して運用します。 ・パワーアカウントは、ベースアカウントとは異なる特別勘定です。 ・積極運用コースの年金原資額は、年金支払開始日前日のベースアカウントの積立金額と基本給付金額のいずれか大きい額に、パワーアカウントの積立金額を加算した額となります。 ・パワーアカウントの運用成果については、パワーアカウントの全部受取または一部受取をご請求いただくことで、年金支払開始日前はいつでもお受け取りいただけます。その場合でも、最低保証の基準となる基本給付金額に変更はありません。

(2) 年金原資額と死亡給付金額の最低保証

年金原資額および死亡給付金額は基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。

※ご注意 解約返戻金額に最低保証はありません。

●年金原資額の最低保証

年金支払開始日前日のベースアカウントの積立金額が基本給付金額を下回っていた場合でも、年金原資額は基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されています。年金原資額は、ご選択いただくコースによって、以下の額となります。

ご選択いただくコース	年金原資額
運用成果受取コース	年金支払開始日の前日末の以下のいずれか大きい額 ①基本給付金額 ②ベースアカウントの積立金額
積極運用コース	年金支払開始日の前日末の以下のいずれか大きい額にパワーアカウントの積立金額を加算した額 ①基本給付金額 ②ベースアカウントの積立金額

●死亡給付金額の最低保証

<年金支払開始日前(据置期間中)>

被保険者が年金支払開始日前(据置期間中)にお亡くなりになったときは、ご選択いただくコースによって、以下の死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は基本給付金額が最低保証されています。

ご選択いただくコース	死亡給付金額
運用成果受取コース	被保険者がお亡くなりになった日末における以下のいずれか大きい額 ①基本給付金額 ②ベースアカウントの積立金額
積極運用コース	被保険者がお亡くなりになった日末における以下のいずれか大きい額にパワーアカウントの積立金額を加算した額 ①基本給付金額 ②ベースアカウントの積立金額

<年金支払開始日以後(年金支払期間中)>

被保険者が年金支払開始日以降にお亡くなりになったときは、ご選択いただく年金種類によって、以下の死亡一時金をお支払いします。

名称	年金種類	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡一時金	確定年金	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日の前日までの間にお亡くなりになったとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価	年金受取人

死亡一時金	保証金額付 終身年金	被保険者が死亡一時 金保証期間*1 中にお亡 くなりになったとき	年金支払開始時の年金 原資額から既払年金合 計額を差し引いた額*2	年金受取人
-------	---------------	--	---	-------

*1 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金をお支払いする期間のことです。年金支払開始日以後にお支払いする年金の合計額が、年金支払開始時の年金原資額を、初めて超えることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。

*2 残額がない場合、死亡一時金のお支払いはありません。

3. ご契約の取り扱い

据置期間	10年	15年
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20歳～80歳	20歳～75歳
取扱金額	一時払保険料:200万円～5億円(1万円単位) ※同一被保険者で、ソニーライフ・エイゴン生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの一時払保険料を通算し、5億円を超えることはできません。	
保険料払込方法	一時払のみ	
年金種類	確定年金または保証金額付終身年金	
年金支払期間	確定年金	5年～40年(5年単位) ※最終の年金支払日における被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。
	保証金額付終身年金	終身
年金支払開始年齢 (被保険者の年金支払開始日の満年齢)	確定年金	30歳～90歳 ※年金支払開始年齢は、据置期間によって異なります。
	保証金額付終身年金	50歳～90歳
年金の分割支払	2回、4回、6回、12回の分割支払をお取り扱いします。	
付加できる特約	遺族年金支払特約 ※死亡給付金または死亡一時金を一時支払に代えて、年金としてお支払いする特約です。	
増額	お取り扱いできません。	

4. 投資リスクについて

●本商品は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、将来の年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定の資産運用には、株式や債券の価格や為替の変動等にもなう、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあり、運用実績によっては積立金額、解約返戻金額等がお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属することになります。

●本商品では、死亡給付金額および年金原資額について基本給付金額と同額が最低保証されます。ただし、ベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、一部解約分の解約返戻金額および一部解約後の年金原資額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。また、一時払定額年金に移行した場合、年金原資額および死亡給付金額は最低保証されませんので、お受け取りになる年金等の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。

5. 諸費用

本商品にかかる費用は、ご契約時にご負担いただく費用、据置期間中にご負担いただく費用、および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

<ご契約時にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して 5.0%	ベースアカウントへの繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

<据置期間中にご負担いただく費用>

ベースアカウント

項目	目的	費用		時期
		据置期間 10 年	据置期間 15 年	
ベースアカウントの保険関係費用	ご契約の締結・維持などに必要な費用、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	ベースアカウントの積立金額に対して年率 2.98%	ベースアカウントの積立金額に対して年率 2.48%	ベースアカウントの積立金額に対して左記の年率の1/365日を乗じた額をベースアカウントの積立金から毎日差し引きます。
ベースアカウントの資産運用関係費用 ^{*1}	ベースアカウントの運用に関わる費用で、ベースアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率 0.1575% (税抜年率 0.15%) 程度		ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

*1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬を記載しております。

このほか、信託財産留保金や信託事務の処理などに要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

パワーアカウント

積極運用コースを選択された場合、パワーアカウントに対して、下表の保険関係費用および資産運用関係費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
パワーアカウントの保険関係費用	パワーアカウントの維持等に必要の費用です。	パワーアカウントの積立金額に対して 年率 0.50%	パワーアカウントの積立金額に対して左記の年率の1/365日を乗じた額をパワーアカウントの積立金から毎日差し引きます。
パワーアカウントの資産運用関係費用*2	パワーアカウントの運用に関わる費用で、パワーアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して 概算年率 0.41%程度(税込)	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

*2 パワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬年率 0.3675% (税抜年率 0.35%) 程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理などに要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

<年金支払期間中にご負担いただく費用>

一時払定額年金への移行による年金支払を行う場合および遺族年金支払特約による年金支払を行う場合を含みます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費用*3	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

*3 年金管理費用は、将来変更されることがあります。